

みんなで進めるまちづくり 自治基本条例と市民参加条例

詳細

市民生活課
☎ 381-1124

自治基本条例

自治基本条例は、市民を主役としたまちづくり（市民自治）を進めるうえで、基本となる江別市独自のルールです。江別のまちづくりを進めるための基本的な考え方や、まちづくりに向けた取り組みなどを示しています。

市民を主役としたまちづくりの中心となる考えと守らなければならないルール（基本原則）を3つ決め、それに基づいた「市民」「市議会」「市役所」の役割などが決められています。

市民参加条例

市民がまちづくりに参加しやすい環境を整えるためのルールとして平成27年に「市民参加条例」を制定しました。

市民参加とは、市が新たな総合計画を策定するときや、重要な条例などを制定・改定・廃止をするときなど、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼすようなことを行う場合に広く市民に情報を提供し、意見を求め、その意見を市の取り組みに反映させる制度です。

市民の皆さんが市政に参加するほど、市は、まちの状況や課題などに対する市民の意見をより多く得ることができ、そして、その意見を活かした取り組みが増えることにより、多様化するニーズや価値観を市政に反映させることができ、誰もが住みやすい江別の実現につながります。

自治基本条例のイメージ図



市民参加の方法

1 市民委員として会議に参加

市が公募する審議会や協議会などの委員に応募し、会議の場で意見を出し合います。



2 意見公募（パブリックコメント）への参加

市が公表する重要な計画などの案について、市に意見を提出します。

実施中の案件はこちら



3 市民説明会に参加

市が開催する市民向けの集会で説明を聞き、その場で直接意見を述べるすることができます。

4 ワークショップに参加

ひとつのテーマについて、さまざまな立場の市民が集まって意見を出し合い、意見や提案をまとめて市に提出します。



5 アンケート調査への参加

市が行うアンケート調査に回答することで、市民の意見や意向が、市の政策や事業に活かされます。

転入アンケートやまちづくりアンケートが実施されています。

今年度は、旧町村農場の改修や本庁舎の建設に関するワークショップが行われています。



市の職員が市民のもとへ出向き、市政についてお話しする「出前講座」や、議会や審議会などの会議の傍聴、「市民の声」で思いを伝えることも、市民のみなさんと市をつなぐ市民参加の方法です。

税金、配偶者の控除は パートの収入額によって変わります

所得税と住民税

パートの給与収入が、年間103万円を超える場合は、その年に所得税がかかり、年間100万円を超える場合は、翌年に住民税がかかります。（扶養控除などの所得控除によって税金がかからない場合もあります）

配偶者控除など

今年中に夫婦双方に収入があり、一方がパート労働の場合、パートの給与収入が年間103万円以下の場合には配偶者控除、年間201万6千円未満の場合は配偶者特別控除が受けられます。

☎ 381-11012
【詳細】市民税課市民税係



パート給与収入金額	自分自身に税金がかかるか		配偶者控除の対象になるか	配偶者特別控除の対象になるか
	住民税	所得税		
100万円以下	かからない	かからない	なる 所得税控除額 38万円 住民税控除額 33万円	/
100万円超 103万円以下	かかる	かからない	ならない	
103万円超 201.6万円未満		かかる		なる 所得税控除額 3～38万円 住民税控除額 3～33万円
201.6万円以上		ならない		

※ 上表は控除を受ける本人（パート給与収入がある人の配偶者）の合計所得が900万円以下（給与収入のみの場合1,095万円以下）の場合です。

※ 控除を受ける本人（パート給与収入がある人の配偶者）の合計所得が1,000万円（給与収入のみの場合1,195万円）を超える場合は、配偶者控除・配偶者特別控除は受けられません。そのほかの場合は市ホームページでご確認ください。



税法上の扶養と健康保険の扶養は異なります

健康保険の扶養に入ることができる条件は、自身の労働時間、労働日数、月額給与などによって異なりますので、詳しくは勤務先にご確認ください。

ふだんの生活にプラス1 ここにもあるある！ 協働のまちづくり

Part12

より良い地域を目指して、そこに暮らす人々が協力して取り組む「協働のまちづくり」。わたしたちの身近で行われている取り組みを紹介します。【詳細】市民生活課 ☎ 381-1124

手話に出会い、手話で学ぶ

活動のお問い合わせ：えべつ手話の会 E-mail: ebetussyuwa@hotmail.com

「手話の会」では、手指の動きや顔の表情などで表現する言語「手話」を楽しく学び、広く伝えることを目指してさまざまな取り組みを行っています。

毎週水曜（夜）と木曜（昼）に行う例会では、会員同士や聞こえない人たちと交流しながら、ゲームや手話歌、テキスト学習などで楽しく手話を学んだり、聴覚障がいの問題について考える活動をしています。

また、市内のイベントに参加して手話講座を開催したり、手話の普及と理解促進を目指して平成30年12月に制定された「江別市手話言語条例」を市民にPRする取り組みも行っています。

